

# 民法(相続法)改正の要点とその概要

2019/04 掲載(再掲)

2018年7月6日、相続に関する民法等の規定(相続法)を改正する法律が成立した(同13日公布)。今回の改正は、約40年ぶりの相続法の大きな見直で、具体的な内容としては、配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が新設された。金融機関の実務に関連する重要点の改正が多いので、知識のブラッシュアップをしておきたい。

## 1. 主な改正点

### (1) 配偶者の居住権を保護するための方策

#### ① 配偶者短期居住権の新設

配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。

#### ② 配偶者居住権の新設

配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

### (2) 遺産分割等に関する見直し

#### ① 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示推定規定)

婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるように(遺産分割の計算対象から除外)する。

#### ② 仮払い制度等の創設・要件明確化

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

#### ③ 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。

### (3) 遺言制度に関する見直し

#### ① 自筆証書遺言の方式緩和(本年1月より)

自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする。

②遺言執行者の権限の明確化

③公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度の創設

(4)遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。

(5)相続の効力等に関する見直し

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。

(6)相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度(特別の寄与)を創設する。特別の寄与の制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定(管轄等)を設ける。

以上の改正については、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日(原則)に施行される定めとなっている。ただし、(3)の①については公布の日から6か月を経過した日(2019年1月13日)、(1)及び(3)の③については、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日からの施行とされている。

参考:法務省ホームページ

より詳しく知りたい方は下記 URL(法務省 HP)参照のこと。

([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html))